



★ほけんだより★

No.96

R5年 10月

封戸保育園

～「意見書（医師記入）」が必要な病気について～

少しずつ朝晩が涼しくなり、秋の訪れを感じるが増えてきました。過ごしやすくなっていますが、日中との寒暖差で体調をくずす子どもさんも増えています。インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など様々な感染症も流行していますので、注意が必要です。引き続き「手洗い・うがい」「加湿・換気」をおうちでも心がけてください。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐだけでなく、子どもたちが一日、快適に生活できるようお互いに気をつける必要があります。

そのために、以下の感染症にかかった場合は登園を再開するにあたり、医師記入の「意見書」の提出が必要です。

「意見書」の提出が必要な感染症

麻疹（はしか）・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・風疹・水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・百日咳
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）・急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

★原則として、「意見書」の提出がない場合は登園できません。



★保育園からのお願い★



- 園内での流行につながらないために、医師から指示された期間は保育園を休み、ゆっくり療養してください。
- 指示された期間を過ぎても、子どもの健康状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復していなければ、（いつも通り、遊んだり、食べたり、眠れている状態でなければ）療養を続けて、体力が回復してから登園を再開してください。
- 夜間や休日に救急センター等でかかりつけ医以外から感染症の診断を受けた時は、後日かかりつけ医を受診して登園できる状態であることを確認してもらい、「意見書」に記入してもらってください。

救急センターでは急病など救急の応急処置はできますが、その後の継続した治療や経過観察はかかりつけ医が行うことになっているので書類の記入はできません。これは地域の小児科医療を守るために決められていることだそうです。保護者の皆さまにはお手数をおかけしますが、「意見書」の記入はかかりつけ医にお願いしていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。